



# 5 収集地区

中峠・中峠台  
中里・中里新田  
古戸・日秀  
新木・新木野1~4丁目  
南新木1~4丁目  
江蔵地・都  
布佐・布佐1丁目  
布佐平和台1~7丁目  
布佐西町・布佐下新田  
三河屋新田・新々田  
相島新田・大作新田  
浅間前新田

- 可燃ごみ「K」
- 資源「S」  
(用具なし)
- 不燃ごみ等「F」  
(用具使用)
- 剪定枝木「E」  
(用具なし)

## 可燃ごみ「K」

長いものは50cm未満に切ってください。  
台所ごみ

木くず・竹・草・落ち葉

注 草や落ち葉は半透明の袋に入れてください。

革・ゴム製品

プラスチック

その他

出し方

### プラスチック製容器包装

商品が入っていた「容器」や「包装」に使われているプラスチック類のことです。

注 を目安としてください。

水洗いして汚れを取り除いてください。

### 古紙類

注 種類別にヒモやハンディラップで束ねてください。

### 古繊維類

注 雨の日には出さないでください。

### 金属類

注 金属部分が50%以上のものことです。

### 無色びん

我孫子市

### 茶色びん

我孫子市

### その他びん

我孫子市

### 空き缶類

注 軽くつぶしてください。

我孫子市

### ペットボトル

有害再生物

### 蛍光管・乾電池

乾電池入

### 食用油

食用油回収容器

### 不燃ごみ

我孫子市

注 ポリ袋等には入れずに裸のまま用具へ排出してください。用具に入っていないものは回収しません。

### 剪定枝木「E」用具なし

剪定枝木 ヒモで束ねることができる枝木や生花のことです。束ねることができない短いものは、細かくして半透明の袋に入れ、可燃ごみで出してください。

注

- ・ヒモで束ねて出してください。
- ・造園業者等が剪定した枝木は出せません。
- ・枝木の長さ1m未満、1本の太さ20cm未満、1束の太さ30cm未満に束ねてください。
- ・竹・笹・シュロ、板切れ、棒切れは長さ50cm未満に切って可燃ごみで出してください。
- ・松食虫の被害を受けた木や毒性のある木は、長さ50cm未満に切って「松食虫」「毒性」と表示(貼付)して可燃ごみで出してください。

1束の太さ 30cm未満  
長さ1m未満

1本の太さ 20cm未満  
長さ1m未満

市のホームページでご確認ください。



事業所から出るごみは地域のごみ集積所には出せません。

※詳細は、「ごみと資源の分け方出し方小冊子」またはホームページをご覧ください。

1 収集当日の8時30分までに決められた集積所へ出しませう。

### クリーンセンターへの搬入(土・日・年末年始を除く)

月~金	8:30~11:30 13:00~16:00
祝休日	8:30~11:30 13:00~15:00
処理手数料	10kg当たり 165円(税込) ※金額の改定を予定しています。

令和6年 4月 (APRIL)						
日	月	火	水	木	金	土
7						
14						
21						
28						
7月 (JULY)						
日	月	火	水	木	金	土
7						
14						
21						
28						
10月 (OCTOBER)						
日	月	火	水	木	金	土
6						
13						
20						
27						
令和7年 1月 (JANUARY)						
日	月	火	水	木	金	土
5						
12						
19						
26						

5月 (MAY)						
日	月	火	水	木	金	土
5						
12						
19						
26						
8月 (AUGUST)						
日	月	火	水	木	金	土
4						
11						
18						
25						
11月 (NOVEMBER)						
日	月	火	水	木	金	土
3						
10						
17						
24						
2月 (FEBRUARY)						
日	月	火	水	木	金	土
2						
9						
16						
23						
3月 (MARCH)						
日	月	火	水	木	金	土
2						
9						
16						
23						
30						